

申請者 各位

(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター

道路の『照合印』について「一部変更のお知らせ」

下記の市におきましては、まちづくりセンター宛確認申請物件の前面道路について照合印を押していただいております。申請前に各市建築指導課等にて道路照合印を押印し、センターへ申請くださいますようお願い致します。

一部、富士市の扱いが変更になりましたのでお知らせします。

行政庁		照合印が必要な道路
沼津市		① 2項道路 (建築基準法第42条第2項) ② 道路位置指定の道路 (建築基準法第42条第1項第5号) ③ 都市計画法土地区画整理法により2年以内に築造予定の道 (建築基準法第42条第1項第4号) ④ 法以前道路 (建築基準法第42条第1項第3号) ⑤ 開発許可を受けて築造された道路 (建築基準法第42条第1項第2号)
御殿場市		
磐田市		
掛川市		
浜松市 (天竜区、 浜北区以 外)	建築行政課	
	土地政策課	⑤ 開発許可を受けて築造された道路 <u>ただし、適合証明が添付されている場合を除く。</u>
天竜区 浜北区	北部都市整備事務所	①～④ ⑤ 開発許可を受けて築造された道路 <u>ただし、適合証明が添付されている場合を除く。</u>
富士市		①～④ ⑤ 開発許可を受けて築造された道路 <u>ただし、適合証明が添付されている場合を除く。</u> ⑥ 法定外通路 (2項道路でない幅員4m未満の通路など)

行政庁	照合印が必要な道路
伊東市	2項道路 (建築基準法第42条第2項) (静岡市・焼津市： <u>2項道路扱いしない旨の照合印も有ります。</u>)
静岡市	
焼津市	
藤枝市	
菊川市	
森町	